西北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

人

	◇告示	ページ
0	育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉 局障害福祉部障害者支援課】	3
0	育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出 【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】	4
0	道路の区域決定【建設局道路部管理課】	5
0	道路の区域変更【建設局道路部管理課】	
0	道路の供用開始【建設局道路部管理課】	6
0	精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福	3 3
0	祉部精神保健福祉課】 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福	4 1
0	祉局障害福祉部精神保健福祉課】 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者の指定【	4 2
0	保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害	4 3
Ü	者支援課】	4 8
	◇ 公 告	
0	大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局商業・MICE推進部 商業・サービス産業政策課】	5 0
0	請負契約に係る一般競争入札の公告(6件)【技術監理局契約部契約 課】	5 2
	◇ 上下水道局	52
	· — · · · · · · ·	
0	排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道計画課】	6.4

0	給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】	
		6 5
0	請負契約に係る一般競争入札の公告(2件)【上下水道局総務経営部	
	総務課】	6 6

北九州市告示第387号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第54条第2項の規定により育成医療及び更生医療に係る指 定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次の とおり告示する。

令和3年12月1日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局 (育成医療及び更生医療)

指定自立支援医療	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
機関の名称		
コスモス薬局永犬	北九州市八幡西区八枝五丁目4番	令和3年12
丸店	2 6 号	月1日
サンキュードラッ	北九州市八幡西区八枝一丁目7番	令和3年12
グ永犬丸薬局	8 号	月 1 日

北九州市告示第388号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第64条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立 支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により 次のとおり告示する。

令和3年12月1日

北九州市長 北 橋 健 治 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医	指定	ぎ自立支援医療機関の所在地	変更年月日
療機関の名称			
きゆ訪問看護ス	旧	北九州市八幡西区星ヶ丘七丁目	令和3年11
テーション		8番2号ガーデンヒルズ星ヶ丘	月 1 日
		2 0 1 号	
	新	北九州市八幡西区木屋瀬東三丁	
		目 6 番 2 号	

北九州市告示第389号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のと おり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和3年12月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3 9 0 0	青葉台	若松区青葉台西六丁目2番1	9.5	15.4
	西 9 号	01地先から	~	
	線	若松区青葉台西六丁目2番1	9.6	
		17地先まで		

北九州市告示第390号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のと おり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和3年12月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更 前後 の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
7 0 1	二夕松 町片上 町1号 線	前	門司区二夕松町2番1地先 から 門司区片上町486番6地 先まで	3. 3 ~ 7. 3	812.8
		後	門司区二夕松町2番6地先 から 門司区片上町486番6地 先まで	3. 3 ~ 7. 5	812.8
1 2 6 0	風師 1 9 号線	前	門司区風師四丁目159番 1地先から 門司区風師四丁目359番 16地先まで	4. 3 ~ 5. 8	167. 2
		後	門司区風師四丁目159番 2地先から 門司区風師四丁目359番 8地先まで	4. 3 ~ 5. 8	166. 7
1 2 6 2	風師 2 1 号線	前	門司区風師四丁目256番 1地先から 門司区風師三丁目379番 1地先まで	2. 2 ~ 9. 7	189. 0

1		T	Г	1
	後	門司区風師四丁目257番	2.2	188. 4
		4地先から	~	
		門司区風師三丁目379番	9.7	
		1 地先まで		
1263風師2	前	門司区風師四丁目12番1	1.7	94.8
2号線		0 地先から	\sim	
		門司区風師四丁目461番	4.7	
		1 2 地先まで		
		│ │門司区風師四丁目12番1	1.6	96. 1
			\sim	00.1
		門司区風師四丁目2番1地	4.5	
		 先まで	1.0	
1 2 6 4 風師 2	前	門司区風師四丁目12番1	0.9	129. 2
3 号線		地先から	\sim	
		門司区風師四丁目12番1	10.0	
		0 地先まで		
	後	門司区風師四丁目12番1	0.9	128.8
		地先から	\sim	
		門司区風師四丁目12番1	8.2	
		0地先まで		
1265風師2	前	門司区風師四丁目387番	1. 1	54.0
4 号線		 地先から	\sim	
		門司区風師四丁目386番	2.5	
		 地先まで		
	丝		1 0	53.0
	後	門司区風師四丁目387番 地先から	1.0	აა. Մ
			0 4	
		門司区風師四丁目386番	2.4	
		地先まで		
1266 風師2	前	門司区風師四丁目23番1	2.9	517.5
5 号線		地先から	\sim	
		門司区風師三丁目337番	7.8	
		2 地先まで		
			·	•

後 門司区風師四丁目23番1 2.9 地先から ~	517 7
	517.7
門司区風師三丁目 3 3 7 番 7.8	
2 地先まで	
1267 風師2 前 門司区風師四丁目1番6地 2.3	25.1
6 号線 生から ~	
門司区風師四丁目393番 3.3	
2 地先まで	
後 門司区風師四丁目1番6地 2.7	25.2
門司区風師四丁目1番7地 3.4	
先まで	
1268 風師2 前 門司区風師四丁目1番10 1.7	23.5
7号線 地先から ~	
門司区風師四丁目1番9地 4.0	
先まで	
後 門司区風師四丁目1番10 1.7	23.4
地先から ~	
門司区風師四丁目1番9地 4.0	
先まで	
1271 風師3 前 門司区風師四丁目12番1 2.3	207.1
0 号線 地先から ~	
門司区風師四丁目1番10 4.1	
地先まで	
後 門司区風師四丁目1番1地 3.3	206.0
先から ~	
門司区風師四丁目1番10 4.1	
地先まで	
1273 風師3 前 門司区風師三丁目372番 5.2	99.7
2 号線 1 地先から ~	
門司区風師三丁目372番 6.3	
1 地先まで 1 地先まで 1 地先まで 1 地	

		T	1	
	後	門司区風師三丁目372番	5.2	99.8
		1地先から	\sim	
		門司区風師三丁目372番	6.3	
		56地先まで		
1275 春日町	前	門司区春日町943番2地	1.0	731.5
2 号網	Į.	先から	\sim	
		門司区高砂町9番9地先ま	12.4	
		で		
	後	門司区春日町943番2地	1.0	731.1
		先から	\sim	
		門司区高砂町9番9地先ま	12.4	
		で		
1287春日町	前	門司区春日町7番5地先か	2.6	121.5
1 4 5	-	6	\sim	
線		門司区春日町7番13地先	9.7	
		まで		
	後	門司区春日町207番5地	2.6	121. 3
		先から	\sim	
		門司区春日町7番13地先	9.7	
		まで		
2 6 4 7 東門司	前	門司区東門司二丁目203	6. 2	243.9
1 6 号		9番5地先から	\sim	
線		門司区東門司二丁目193	6.5	
		5番2地先まで		
	後	門司区東門司二丁目203	6. 2	243.9
		9番5地先から	\sim	
		門司区東門司二丁目193	6.5	
		5番2地先まで		
2 6 5 0 東門司		門司区東門司二丁目202	1.0	233. 0
1 9 号		1 番 1 地先から	~	
 線		門司区東門司二丁目200	6. 2	
		1番40地先まで		
1		I		

	l	,	T	
	後	門司区東門司二丁目202	1.0	234.3
		0番5地先から	\sim	
		門司区東門司二丁目200	5.7	
	ī	1番40地先まで		
2739 二夕松	前	門司区二夕松町414番4	4.4	133. 3
町1号		9地先から	\sim	
線		門司区二夕松町2番3地先	5.5	
		まで		
	後	門司区二夕松町414番4	4.4	132.8
		9 地先から	\sim	
		門司区二夕松町2番5地先	5.6	
		まで		
3072風師3	前	門司区風師三丁目372番	4.3	238. 5
3 号線		4 5 地先から	\sim	
		門司区風師三丁目2番3地	6.0	
		先まで		
		門司区風師三丁目372番	4.3	238.3
	IX.	3 2 地先から	~	200.0
		門司区風師三丁目2番3地	6. 0	
		先まで	0.0	
7 0 5 + + + 1	44.		0 0	1 020 4
7 0 5 末広 1 号線	前	小倉北区末広二丁目13番 地先から	8.6	1,039.4
万 旅			47.0	
		小倉北区長浜町335番1 地先まで	47.0	
		地元まで		
	後	小倉北区末広二丁目13番	8.6	1, 035. 7
		地先から	~	
		小倉北区長浜町335番1	47.0	
	T	地先まで		
7 1 8 高坊黒	前	小倉北区高坊二丁目128	5.6	767.7
原 1 号		1番2地先から	\sim	
線		小倉北区黒原三丁目102	14.0	
		7番4地先まで		
1	•		ı	I

	後	小倉北区高坊二丁目128	5. 7	767. 2
		1番2地先から	\sim	
		小倉北区黒原三丁目102	14.0	
		7番4地先まで		
1031 足原6	前	小倉北区足原二丁目60番	5. 1	448.2
号線		9 地先から	~	
		小倉北区足原二丁目5番1	6.4	
		地先まで		
	後	小倉北区足原二丁目60番	5.8	448.5
		9 地先から	~	
		小倉北区足原二丁目5番1	6.4	
		地先まで		
1049 足原2	前	小倉北区足原二丁目5番3	4.0	79.6
4 号線		2 地先から	~	
		小倉北区足原一丁目5番2	6.0	
		8 地先まで		
	後	小倉北区足原二丁目5番3	4.1	79.7
		2 地先から	~	
		小倉北区足原一丁目5番2	4.7	
		8 地先まで		
1274 板櫃町	前	小倉北区板櫃町3番2地先	3.7	280.4
4 号線		から	~	
		小倉北区板櫃町1番12地	5.0	
		先まで		
	後	小倉北区板櫃町3番1地先	3.7	280.4
		から	~	
		小倉北区板櫃町1番12地	5.2	
		先まで		
1278 板櫃町	前	小倉北区板櫃町3番2地先	2.4	868.0
8号線		から	\sim	
		小倉北区板櫃町1386番	7.3	
		4 地先まで		
1	ļ	1	ı	I

	後	小倉北区板櫃町3番1地先	2.4	863.0
		から	\sim	
		小倉北区板櫃町1386番	7.3	
		4 地先まで		
1790 黒原2	前	小倉北区黒原三丁目109	3.0	155. 2
8号線		3番16地先から	\sim	
		小倉北区黒原三丁目107	7.5	
		8番1地先まで		
	後	小倉北区黒原三丁目109	3.0	154.6
		3番16地先から	\sim	
		小倉北区黒原三丁目107	7.5	
		8番1地先まで		
1855熊谷5	前	小倉北区熊谷一丁目182	3.9	93.5
号線		番2地先から	\sim	
		小倉北区熊谷一丁目184	5.8	
		番1地先まで		
	後	小倉北区熊谷一丁目182	3.8	93.3
		 番2地先から	\sim	
		 小倉北区熊谷一丁目184	4.6	
		番1地先まで		
1862熊谷1	前	 小倉北区熊谷一丁目79番	3.4	247.5
2 号線		22地先から	\sim	
		 小倉北区熊谷一丁目87番	10.8	
		 1地先まで		
	後	 小倉北区熊谷一丁目79番	3.4	247.5
		22地先から	\sim	
		小倉北区熊谷一丁目184	4.9	
		番1地先まで		
2881 緑ケ丘	前	 小倉北区緑ケ丘一丁目23	4.0	150.3
2 号線		55番1地先から	\sim	
		小倉北区緑ケ丘一丁目20	12.8	
		5 9 番 4 地先まで		
	l	1		

	後	小倉北区緑ケ丘一丁目23 55番1地先から	4.0 ~	150. 2
		小倉北区緑ケ丘三丁目10	12.8	
		2番1地先まで		
3066 霧ケ丘	前	小倉北区霧ケ丘一丁目10	3. 1	307.8
19号		76番10地先から	\sim	
線		小倉北区高坊二丁目163	7.8	
		7番16地先まで		
	後	小倉北区霧ケ丘一丁目10	2.7	307.6
		76番10地先から	\sim	
		小倉北区高坊二丁目163	7.8	
		7番16地先まで		
5 1 0 長野津	前	小倉南区長野一丁目138	2.7	1,634.7
田1号		5番5地先から	\sim	
線		小倉南区津田南町195番	20.8	
		1 地先まで		
	後	小倉南区長野一丁目138	2.7	1,637.8
		5番5地先から	\sim	
		小倉南区津田南町195番	20.8	
		1 地先まで		
2725 津田4	前	小倉南区津田四丁目410	1.3	322.4
号線		番2地先から	~	
		小倉南区津田五丁目825	2.8	
		番地先まで		
	後	小倉南区津田四丁目410	1. 1	322.6
		番2地先から	\sim	
		小倉南区津田五丁目825	2.8	
		番地先まで		
2728 津田7	前	小倉南区津田四丁目537	1.8	134. 5
号線		番2地先から	\sim	
		小倉南区津田四丁目538	3.2	
		番地先まで		
1	1	I	ı l	

			,	
	後	小倉南区津田四丁目537 番2地先から	1. 2 ~	134.8
		小倉南区津田四丁目538 番地先まで	3.4	
2748津田27号線	前	小倉南区津田五丁目408 番1地先から	1.7 ~	130. 3
		小倉南区津田五丁目428 番地先まで	3.6	
	後	小倉南区津田五丁目408 番1地先から	1.7 ~	129.8
		小倉南区津田五丁目428 番地先まで	2.8	
2995長野18号線	前	小倉南区大字長野741番 3地先から	3.7	1, 508. 5
〇 夕 勝		小倉南区大字長野278番 1地先まで	10.7	
	131		0.7	1 500 5
	後	小倉南区大字長野741番 3地先から	3. 7	1, 508. 7
		3 地元から 小倉南区大字長野 2 7 8 番	10.7	
		1 地先まで		
3 0 5 3 長野本	前	小倉南区長野本町三丁目2	4.7	565.9
町 2 号		118番1地先から	\sim	
線		小倉南区長野本町二丁目2 149番1地先まで	10.0	
		小倉南区長野本町三丁目2	4.7	565. 4
		118番1地先から	~	00001
		小倉南区長野本町二丁目2	8.5	
		149番1地先まで		
4042 湯川新	前	小倉南区湯川新町一丁目4	2.4	170.9
町14		13番地先から	\sim	
		小倉南区湯川新町一丁目3 53番1地先まで	5.6	

	後	小倉南区湯川新町一丁目 4 13番地先から	2.4 ~	171.0
		小倉南区湯川新町一丁目3	5.4	
		53番1地先まで		
4044 湯川新	前	小倉南区湯川新町一丁目3	4.3	121. 2
町 1 6		55番2地先から	\sim	
号線		小倉南区湯川新町一丁目3	6.4	
		53番2地先まで		
	後	小倉南区湯川新町一丁目3	4.3	121.2
		55番2地先から	\sim	
		小倉南区湯川新町一丁目3	4.7	
		53番2地先まで		
6 0 4 3 曽根 2	前	小倉南区曽根北町2633	16.6	1,063.7
2 3 号		番44地先から	\sim	
線		小倉南区大字曽根4361	18.9	
		番10地先まで		
	後	小倉南区曽根北町2633	16.6	1,063.7
		番44地先から	\sim	
		小倉南区大字曽根4361	18.9	
		番10地先まで		
6 2 6 2 湯川新	前	小倉南区湯川新町一丁目3	5.9	186.8
町11		97番2地先から	\sim	
9号線		小倉南区湯川新町一丁目3	7.6	
		5 3 番 1 地先まで		
	後	小倉南区湯川新町一丁目3	5.9	186.8
		97番2地先から	\sim	
		小倉南区湯川新町一丁目3	7.6	
		53番1地先まで		
1519 今光6	前	若松区今光二丁目28番3	2.2	198.4
号線		地先から	\sim	
		若松区今光二丁目19番2	14.0	
		1 地先まで		

1			ı	
	後	若松区今光二丁目28番3	2.2	198.6
		地先から	\sim	
		若松区今光二丁目19番2	6.2	
		1 地先まで		
3 6 8 0 青葉台	前	若松区青葉台西六丁目2番	9.7	310.7
西 3 号		110地先から	~	
線		若松区青葉台西六丁目2番	13.0	
		106地先まで		
	後	若松区青葉台西六丁目2番	9.7	313.9
		113地先から	~	
		若松区青葉台西六丁目2番	13. 1	
		106地先まで		
3886 青葉台	前	 若松区青葉台西六丁目2番	9. 7	202. 2
西8号	,,,,	101地先から	\sim	
線		若松区青葉台西六丁目2番	12.1	
77.		1 1 0 地先まで	1 - 1 - 1	
	44		0.7	100.0
	後	若松区青葉台西六丁目2番	9.7	199. 3
		101地先から	~	
		若松区青葉台西六丁目2番	12.1	
		1 1 5 地先まで 		
7 3 3 楠橋野	前	八幡西区楠橋南三丁目11	5.5	269.7
面 1 号		1番1地先から	\sim	
線		八幡西区大字野面2396	9.7	
		番5地先まで		
	後	八幡西区楠橋南三丁目11	7.9	270.0
		1番1地先から	\sim	
		 八幡西区大字野面2396	9.7	
		番5地先まで		
2688 楠橋8	前	 八幡西区大字楠橋 3 1 番 4	5.9	208. 4
6 号線	13.3	地先から	~	_ • • • •
			6.3	
		地先まで		

	後	八幡西区楠橋南三丁目31	6.0	206.8
		番9地先から	~	
		八幡西区大字楠橋13番7	6.3	
		地先まで		
3775 千代ケ	前	八幡西区千代ケ崎三丁目1	5.9	441.7
崎 3 7		4番1地先から	\sim	
号線		八幡西区千代ケ崎三丁目1	6.8	
		4番25地先まで		
	後	八幡西区千代ケ崎三丁目1	5.9	441.2
		4番1地先から	\sim	
		八幡西区千代ケ崎三丁目1	6.8	
		4番25地先まで		
5 1 7 7 光貞台	前	八幡西区光貞台一丁目1番	12.0	407.2
1 号線		2地先から	~	
		八幡西区光貞台一丁目13	12.2	
		番地先まで		
	後	八幡西区光貞台一丁目1番	12.0	404.1
		2地先から	\sim	
		八幡西区光貞台三丁目1番	12.2	
		11地先まで		
5 1 7 8 光貞台	前	八幡西区光貞台一丁目1番	8.7	314.2
2 号線		1地先から	~	
		八幡西区光貞台一丁目13	9.1	
		番地先まで		
	後	八幡西区光貞台一丁目1番	8.9	304.9
		1地先から	\sim	
		八幡西区光貞台一丁目11	11.2	
		番14地先まで		
5 1 7 9 光貞台	前	八幡西区光貞台一丁目11	5.7	229.6
3号線		番16地先から	\sim	
		八幡西区光貞台一丁目8番	6.0	
		地先まで		
•			'	·

1			-		
		後	八幡西区光貞台一丁目11 番16地先から 八幡西区光貞台一丁目8番	5. 7 ~ 6. 0	228.9
			地先まで	0.0	
5 1 8 0	光貞台 4 号線	前	八幡西区光貞台一丁目10 番6地先から 八幡西区光貞台一丁目12 番2地先まで	6.0	90.6
		後	八幡西区光貞台一丁目10 番6地先から 八幡西区光貞台一丁目12 番2地先まで	6.0	86. 1
5 1 8 1	光貞台 5 号線	前	八幡西区光貞台一丁目10番1地先から 八幡西区光貞台一丁目9番 9地先まで	6.0	65.3
		後	八幡西区光貞台一丁目10番1地先から 八幡西区光貞台一丁目9番 8地先まで	6.0	65.8
5 1 8 2	光貞台6号線	前	八幡西区光貞台一丁目7番 9地先から 八幡西区光貞台一丁目11 番1地先まで	6. 0 ~ 6. 1	30.9
		後	八幡西区光貞台一丁目7番 9地先から 八幡西区光貞台一丁目11 番1地先まで	6. 0 ~ 6. 1	30.7
5 1 8 4	光貞台8号線	前	八幡西区光貞台一丁目8番 地先から 八幡西区光貞台一丁目2番 地先まで	6. 0 ~ 8. 0	513.3

		後	八幡西区光貞台一丁目8番 地先から	6. 0	510.6
				7 0	
			八幡西区光貞台一丁目2番	7.8	
			地先まで		
5 1 8 5	光貞台	前	八幡西区光貞台一丁目3番	6.0	374.6
	9号線		1地先から	~	
			八幡西区光貞台一丁目6番	9.1	
			48地先まで		
		後	八幡西区光貞台一丁目3番	6.0	373. 1
			 35地先から	~	
			 八幡西区光貞台一丁目6番	9.1	
			48地先まで		
5 1 8 6	光貞台	前	 八幡西区光貞台一丁目3番	4.5	69.0
	10号	11.1	3 地先から	\sim	00.0
	線		八幡西区光貞台一丁目3番	4.6	
	//JAK		7	1.0	

		後	八幡西区光貞台一丁目3番	4.5	69. 1
			3地先から	\sim	
			八幡西区光貞台一丁目3番	4.6	
			9 地先まで		
5 1 8 7	光貞台	前	八幡西区光貞台一丁目4番	6.0	141.2
	1 1 号		地先から	\sim	
	線		八幡西区光貞台一丁目5番	10.7	
			地先まで		
			├── │八幡西区光貞台一丁目4番	6.0	140.1
			地先から		
			八幡西区光貞台一丁目5番		
			地先まで		
5 1 8 8	光貞台	前	 八幡西区光貞台一丁目5番	6.0	120. 5
	12号	ויה	九幅日区九貝日 1日3年 地先から	0.0	120.0
	線		^{地元から} 八幡西区光貞台一丁目6番		
	NYS		28地先まで		

i					
		後	八幡西区光貞台一丁目5番 地先から	6.0	120.5
				\sim	
			八幡西区光貞台一丁目6番	6.1	
			28地先まで		
5 1 8 9	光貞台	前	八幡西区光貞台一丁目2番	9.0	218.7
	1 3 号		地先から	\sim	
	線		八幡西区光貞台一丁目3番	9.5	
			9 地先まで		
		 後	八幡西区光貞台一丁目2番	9.0	217. 5
		IX.	地先から	\sim	211.0
			八幡西区光貞台一丁目3番	9.5	
			7	3.0	
5 1 9 0		前	八幡西区光貞台二丁目21	9.0	343.8
	1 4 号		番1地先から		
	線		八幡西区光貞台二丁目2番		
			12地先まで		
		後	八幡西区光貞台二丁目21	9.0	341.5
			番1地先から		
			八幡西区光貞台三丁目1番		
			11地先まで		
5 1 9 1	光貞台	 前	八幡西区光貞台二丁目21	6.0	455.5
	15号	1111		0.0	100.0
	線		八幡西区光貞台二丁目25		
	/IOK		番9地先まで		
	-				
		後	八幡西区光貞台二丁目21	6.0	452.7
			番1地先から		
			八幡西区光貞台二丁目25		
			番9地先まで		
5 1 9 2	光貞台	前	八幡西区光貞台二丁目22	6.0	397. 1
	1 6 号		番6地先から		
	線		八幡西区光貞台二丁目19		
			番8地先まで		
1	ı l			ı l	

		後	八幡西区光貞台二丁目22 番6地先から 八幡西区光貞台二丁目19 番8地先まで	6.0	394.8
5 1 9 3	光貞台 17号 線	前	八幡西区光貞台二丁目21 番5地先から 八幡西区光貞台二丁目18 番7地先まで	9. 0 ~ 26. 2	342. 2
		後	八幡西区光貞台二丁目21 番5地先から 八幡西区光貞台二丁目18 番7地先まで	9.0	343. 2
5 1 9 4	光貞台 18号 線	前	八幡西区光貞台二丁目16 番1地先から 八幡西区光貞台二丁目12 番7地先まで	6.0	322.9
		後	八幡西区光貞台二丁目16 番1地先から 八幡西区光貞台二丁目12 番7地先まで	6.0	321.1
5 1 9 5	光貞台 19号 線	前	八幡西区光貞台二丁目14 番15地先から 八幡西区光貞台二丁目4番 18地先まで	6.0	185. 1
		後	八幡西区光貞台二丁目14番15地先から 八幡西区光貞台二丁目4番 18地先まで	6.0	184. 4
5 1 9 6	光貞台 20号 線	前	八幡西区光貞台二丁目14番1地先から 八幡西区光貞台二丁目11 番7地先まで	6.0	224.8

		後	八幡西区光貞台二丁目14 番1地先から 八幡西区光貞台二丁目11 番7地先まで	6.0	223. 5
5 1 9 7	光貞台 21号 線	前	八幡西区光貞台二丁目15番1地先から 八幡西区光貞台二丁目8番 6地先まで	6.0	243.8
		後	八幡西区光貞台二丁目15番1地先から 八幡西区光貞台二丁目8番 6地先まで	6.0	241.8
5 1 9 8	光貞台 22号 線	前	八幡西区光貞台二丁目9番 1地先から 八幡西区光貞台二丁目6番 5地先まで	6.0	185.6
		後	八幡西区光貞台二丁目9番 1地先から 八幡西区光貞台二丁目6番 5地先まで	6.0	184. 7
5 1 9 9	光貞台 23号 線	前	八幡西区光貞台二丁目5番 1地先から 八幡西区光貞台二丁目3番 12地先まで	6.0	172.3
		後	八幡西区光貞台二丁目5番 1地先から 八幡西区光貞台二丁目3番 12地先まで	6.0	171.4
5 2 0 0	光貞台 2 4 号 線	前	八幡西区光貞台二丁目4番 17地先から 八幡西区光貞台二丁目1番 9地先まで	6. 0 ~ 13. 0	246.0

i					
		後	八幡西区光貞台二丁目4番 17地先から 八幡西区光貞台二丁目1番 9地先まで	6.0	244.6
5 2 0 1	光 貞 台 2 5 号 線	前	八幡西区光貞台二丁目1番 16地先から 八幡西区光貞台二丁目2番 20地先まで	6.0	32.0
		後	八幡西区光貞台二丁目1番 16地先から 八幡西区光貞台二丁目2番 20地先まで	6.0	32.0
5 2 0 2	光貞台 26号 線	前	八幡西区光貞台二丁目20 番18地先から 八幡西区光貞台二丁目16 番8地先まで	6. 0 ~ 10. 9	73. 2
		後	八幡西区光貞台二丁目20 番18地先から 八幡西区光貞台二丁目16 番8地先まで	6.0	73. 2
5 2 0 3	光貞台 27号 線	前	八幡西区光貞台二丁目24 番2地先から 八幡西区光貞台二丁目23 番8地先まで	6.0	17.9
		後	八幡西区光貞台二丁目24 番2地先から 八幡西区光貞台二丁目23 番8地先まで	6.0	17.9
5 2 0 4	光貞台 28号 線	前	八幡西区光貞台二丁目13 番16地先から 八幡西区光貞台二丁目5番 8地先まで	6. 0 ~ 10. 6	146.4

		後	八幡西区光貞台二丁目13 番16地先から 八幡西区光貞台二丁目5番 8地先まで	6.0	146.3
5 2 0 5	光貞台 29号 線	前	八幡西区光貞台二丁目25 番18地先から 八幡西区光貞台二丁目17 番8地先まで	6. 0 ~ 12. 9	111. 4
		 後	八幡西区光貞台二丁目25 番18地先から 八幡西区光貞台二丁目17 番8地先まで	6.0	111.6
5 2 0 6	光貞台 30号 線	前	八幡西区光貞台二丁目12番8地先から 八幡西区光貞台二丁目3番 11地先まで	6. 0 ~ 11. 5	202.0
		後	八幡西区光貞台二丁目12番8地先から 八幡西区光貞台二丁目3番 11地先まで	6.0	200.9
5 2 0 7	光貞台 3 1 号 線	前	八幡西区光貞台二丁目12 番1地先から 八幡西区光貞台二丁目7番 6地先まで	6.0	29. 2
		後	八幡西区光貞台二丁目12番1地先から 八幡西区光貞台二丁目7番 6地先まで	6.0	29. 1
5 2 0 8	光貞台 32号 線	前	八幡西区光貞台二丁目22 番1地先から 八幡西区光貞台二丁目23 番13地先まで	6.0	57. 2

	_				
		後	八幡西区光貞台二丁目22 番1地先から 八幡西区光貞台二丁目23 番13地先まで	6.0	56.5
5 2 0 9	光貞台 33号 線	前	八幡西区光貞台三丁目25番2地先から 八幡西区光貞台三丁目19番3地先まで	5. 5 ~ 6. 1	549.6
		後	八幡西区光貞台三丁目25番2地先から 八幡西区光貞台三丁目19番2地先まで	6. 0 ~ 6. 1	547.5
5 2 1 0	光貞台 34号 線	前	八幡西区光貞台三丁目29 番1地先から 八幡西区光貞台三丁目28 番5地先まで	6.0	105.6
		後	八幡西区光貞台三丁目29 番1地先から 八幡西区光貞台三丁目28 番5地先まで	6.0	105.1
5 2 1 1	光貞台 35号 線	前	八幡西区光貞台三丁目27番7地先から 八幡西区光貞台三丁目24番5地先まで	6.0	125.6
		後	八幡西区光貞台三丁目27番7地先から 八幡西区光貞台三丁目24番5地先まで	6.0	124.7
5 2 1 2	光貞台 36号 線	前	八幡西区光貞台三丁目28 番6地先から 八幡西区光貞台三丁目27 番2地先まで	6.0	71.6

	後	八幡西区光貞台三丁目28	6.0	71. 1
		番6地先から		
		八幡西区光貞台三丁目27		
		番2地先まで		
5 2 1 3 光貞台	前	八幡西区光貞台三丁目22	6.0	254.0
3 7 号		番10地先から	~	
線		八幡西区光貞台三丁目17	9.0	
		番2地先まで		
		 八幡西区光貞台三丁目22	6.0	252.4
		番10地先から	\sim	202.1
		出版	9.0	
		番 2 地先まで	J. 0	
	57.		_	
5 2 1 4 光貞台	前	八幡西区光貞台三丁目21	6.0	238. 0
3 8 号		番7地先から		
		八幡西区光貞台三丁目18		
		番2地先まで		
	後	八幡西区光貞台三丁目21	6.0	236.9
		番7地先から		
		八幡西区光貞台三丁目18		
		番2地先まで		
5 2 1 5 光貞台	前	八幡西区光貞台三丁目21	6.0	46.4
39号		番 1 地先から		
 線		八幡西区光貞台三丁目20		
		番4地先まで		
	<i>5</i> \$t		<i>c</i> 0	4.0. 4
	後	八幡西区光貞台三丁目21	6.0	46.4
		番1地先から		
		八幡西区光貞台三丁目20		
		番4地先まで		
5 2 1 6 光貞台	前	八幡西区光貞台三丁目23	6.0	695.3
4 0 号		番6地先から	\sim	
線		八幡西区光貞台三丁目1番	12.0	
		11地先まで		
1		ı	ı	I

1					
		後	八幡西区光貞台三丁目23 番6地先から 八幡西区光貞台一丁目13 番地先まで	6. 0 ~ 12. 0	692.0
5 2 1 7	光貞台 41号 線	 前	八幡西区光貞台三丁目24 番1地先から 八幡西区光貞台三丁目19 番10地先まで	6. 0 ~ 9. 0	235.9
		後	八幡西区光貞台三丁目24 番1地先から 八幡西区光貞台三丁目19 番10地先まで	6. 0 ~ 9. 0	235. 1
5 2 1 8	光貞台 42号 線	前	八幡西区光貞台三丁目16 番1地先から 八幡西区光貞台三丁目15 番6地先まで	6.0	108.6
		後	八幡西区光貞台三丁目16 番1地先から 八幡西区光貞台三丁目15 番6地先まで	6.0	108.0
5 2 1 9	光貞台 43号 線	前	八幡西区光貞台三丁目12 番6地先から 八幡西区光貞台三丁目11 番5地先まで	6.0	127.0
		後	八幡西区光貞台三丁目12 番6地先から 八幡西区光貞台三丁目11 番5地先まで	6.0	125. 1
5 2 2 0	光貞台 44号 線	前	八幡西区光貞台三丁目14番7地先から 八幡西区光貞台三丁目1番 12地先まで	6.0	411.9

		後	八幡西区光貞台三丁目14番7地先から 八幡西区光貞台三丁目1番 12地先まで	6.0	410.4
5 2 2 1	光貞台 45号 線	前	八幡西区光貞台三丁目15番7地先から 八幡西区光貞台三丁目14 番2地先まで	6.0	75.0
		後	八幡西区光貞台三丁目15番7地先から 八幡西区光貞台三丁目14番2地先まで	6.0	74.7
5 2 2 2	光貞台 46号 線	前	八幡西区光貞台三丁目17番9地先から 八幡西区光貞台三丁目3番 16地先まで	6.0	403. 2
		後	八幡西区光貞台三丁目17番9地先から 八幡西区光貞台三丁目3番 16地先まで	6.0	401.8
5 2 2 3	光貞台 47号 線	前	八幡西区光貞台三丁目14番1地先から 八幡西区光貞台三丁目6番 9地先まで	6.0	105.8
		後	八幡西区光貞台三丁目14番1地先から 八幡西区光貞台三丁目6番 9地先まで	6.0	105.1
5 2 2 4	光貞台 48号 線	前	八幡西区光貞台三丁目13番1地先から 八幡西区光貞台三丁目10番8地先まで	6.0	32.6

1					
		後	八幡西区光貞台三丁目13番1地先から 八幡西区光貞台三丁目10 番8地先まで	6.0	32.4
5 2 2 5	光貞台 49号線	前	八幡西区光貞台三丁目7番 1地先から 八幡西区光貞台三丁目5番 5地先まで	6.0	109.3
		後	八幡西区光貞台三丁目7番 1地先から 八幡西区光貞台三丁目5番 5地先まで	6.0	108.7
5 2 2 6	光貞台 5 0 号 線	前	八幡西区光貞台三丁目8番 6地先から 八幡西区光貞台三丁目2番 1地先まで	6.0	169.0
		後	八幡西区光貞台三丁目8番 6地先から 八幡西区光貞台三丁目2番 1地先まで	6.0	168. 4
5 2 2 7	光貞台 51号 線	前	八幡西区光貞台三丁目9番 1地先から 八幡西区光貞台三丁目4番 5地先まで	6.0	108. 2
		後	八幡西区光貞台三丁目9番 1地先から 八幡西区光貞台三丁目4番 5地先まで	6.0	108. 2
5 2 2 8	光貞台 52号 線	前	八幡西区光貞台三丁目10番1地先から 八幡西区光貞台三丁目1番 3地先まで	6.0	32.4

人幡西区光貞台三丁目10番1地先から	6.0	32. 1
八幡西区光貞台三丁目1番 22地先まで		
が 八幡西区浅川学園台四丁目 1番101地先から	6. 0 ~	136. 3
八幡西区浅川学園台四丁目 7番109地先まで	9.0	
1番109地先から	6.0 ~	135.5
八幡西区浅川学園台四丁目 4番109地先まで	9.0	
 八幡西区浅川学園台四丁目 9番101地先から	6.0 ~	606.6
八幡西区浅川学園台四丁目 1番107地先まで	7.2	
	6.0 ~	610.4
八幡西区浅川学園台四丁目 4番101地先まで	6.9	
九幡西区浅川学園台四丁目2番117地先から	6.0	96. 9
八幡西区浅川学園台四丁目 3番108地先まで		
人幡西区浅川学園台四丁目3番102地先から	6.0	96. 2
八幡西区浅川学園台四丁目 2番111地先まで		
 八幡西区浅川学園台四丁目 3番101地先から	6.0	98. 4
八幡西区浅川学園台四丁目 4番108地先まで		
	番1地元 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	番1 地方に対して (1) を

1	1		Г	1	
		後	八幡西区浅川学園台四丁目	6.0	97.7
			4番102地先から		
			八幡西区浅川学園台四丁目		
			3番109地先まで		
5 7 3 5	浅川1	前	八幡西区浅川学園台四丁目	6.0	174.9
	7 7 号		11番102地先から		
	線		八幡西区浅川学園台四丁目		
			7番114地先まで		
		後	八幡西区浅川学園台四丁目	6.0	174.8
			2番110地先から		
			八幡西区浅川学園台四丁目		
			8番101地先まで		
5 7 3 6	浅川1	前	八幡西区浅川学園台四丁目	6.0	113.9
	7 8 号		11番101地先から		
	線		八幡西区浅川学園台四丁目		
			10番110地先まで		
		後	八幡西区浅川学園台四丁目	6.0	114.9
			10番102地先から		
			八幡西区浅川学園台四丁目		
			11番109地先まで		
5 7 3 7	浅川1	前	八幡西区浅川学園台四丁目	6.0	133.0
	7 9 号		10番101地先から		
	線		八幡西区浅川学園台四丁目		
			9番111地先まで		
		後	八幡西区浅川学園台四丁目	6.0	133.3
			9番102地先から		
			八幡西区浅川学園台四丁目		
			10番111地先まで		
5 7 3 8	浅川 1	前	八幡西区浅川学園台四丁目	5.7	299.3
	8 0 号		5番102地先から	~	
	線		八幡西区浅川学園台四丁目	6.0	
			3番33地先まで		
1	1		I	1	

1		1	1	
	後	八幡西区浅川学園台四丁目 1番108地先から	5. 7	300.1
		T	6.0	
		8番105地先まで	0.0	
5 5 0 0 14 111 3	34		2 0	00.0
5739 浅川コ		八幡西区浅川学園台四丁目	6.0	89.8
8 1 7)	7番108地先から		
		八幡西区浅川学園台四丁目		
		6 番 1 1 1 地先まで		
	後	八幡西区浅川学園台四丁目	6.0	90.2
		5番106地先から		
		八幡西区浅川学園台四丁目		
		7番101地先まで		
5740浅川1	前	八幡西区浅川学園台四丁目	6.0	49.8
8 2 5	<u>구</u>	5番101地先から		
線		八幡西区浅川学園台四丁目		
		6番107地先まで		
	後	 八幡西区浅川学園台四丁目	6.0	49.9
		6番104地先から		
		 八幡西区浅川学園台四丁目		
		5番107地先まで		
5742浅川分	光 前	 八幡西区浅川学園台四丁目	6.0	19.5
貞台		100番41地先から		
		 八幡西区光貞台一丁目3番		
		35地先まで		
	後	│ │八幡西区浅川学園台四丁目	6.0	22.5
		9番115地先から		
		八幡西区光貞台二丁目26		
		番21地先まで		
		1		

北九州市告示第391号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり令和3年12月1日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和3年12月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
7 0 1	二夕松町 片上町1 号線	門司区二夕松町2番6地先から門司区片上町486番6地先まで
1 2 6 0	風師 1 9 号線	門司区風師四丁目159番2地先から 門司区風師四丁目359番8地先まで
1 2 6 2	風師 2 1 号線	門司区風師四丁目257番4地先から 門司区風師三丁目379番1地先まで
1 2 6 3	風師 2 2 号線	門司区風師四丁目12番10地先から 門司区風師四丁目2番1地先まで
1 2 6 4	風師 2 3 号線	門司区風師四丁目12番1地先から 門司区風師四丁目12番10地先まで
1 2 6 5	風師 2 4 号線	門司区風師四丁目387番地先から 門司区風師四丁目386番地先まで
1 2 6 6	風師 2 5 号線	門司区風師四丁目23番1地先から 門司区風師三丁目337番2地先まで
1 2 6 7	風師 2 6 号線	門司区風師四丁目1番6地先から 門司区風師四丁目1番7地先まで
1 2 6 8	風師 2 7 号線	門司区風師四丁目1番10地先から 門司区風師四丁目1番9地先まで

1 2 7 1	風師 3 0 号線	門司区風師四丁目1番1地先から 門司区風師四丁目1番10地先まで
1 2 7 3	風師 3 2 号線	門司区風師三丁目372番1地先から 門司区風師三丁目372番56地先まで
1 2 7 5	春日町2号線	門司区春日町943番2地先から 門司区高砂町9番9地先まで
1 2 8 7	春日町1 4号線	門司区春日町207番5地先から門司区春日町7番13地先まで
2 6 4 7	東門司16号線	門司区東門司二丁目2039番5地先から 門司区東門司二丁目1935番2地先まで
2 6 5 0	東門司19号線	門司区東門司二丁目2020番5地先から門司区東門司二丁目2001番40地先まで
2 7 3 9	二夕松町 1号線	門司区二夕松町414番49地先から 門司区二夕松町2番5地先まで
3 0 7 2	風師 3 3 号線	門司区風師三丁目372番32地先から 門司区風師三丁目2番3地先まで
7 0 5	末広1号	小倉北区末広二丁目13番地先から 小倉北区長浜町335番1地先まで
7 1 8	高坊黒原 1号線	小倉北区高坊二丁目1281番2地先から 小倉北区黒原三丁目1027番4地先まで
1 0 3 1	足原6号線	小倉北区足原二丁目60番9地先から 小倉北区足原二丁目5番1地先まで
1 0 4 9	足原 2 4 号線	小倉北区足原二丁目5番32地先から 小倉北区足原一丁目5番28地先まで
1 2 7 4	板櫃町4 号線	小倉北区板櫃町3番1地先から 小倉北区板櫃町1番12地先まで
1 2 7 8	板櫃町8	小倉北区板櫃町3番1地先から 小倉北区板櫃町1386番4地先まで

1 7 9 0	黒原 2 8 号線	小倉北区黒原三丁目1093番16地先から 小倉北区黒原三丁目1078番1地先まで
1 8 5 5	熊谷5号線	小倉北区熊谷一丁目182番2地先から 小倉北区熊谷一丁目184番1地先まで
1 8 6 2	熊谷 1 2 号線	小倉北区熊谷一丁目79番22地先から 小倉北区熊谷一丁目184番1地先まで
2 8 8 1	緑ケ丘2号線	小倉北区緑ケ丘一丁目2355番1地先から 小倉北区緑ケ丘三丁目102番1地先まで
3 0 6 6	霧ケ丘1 9 号線	小倉北区霧ケ丘一丁目1076番10地先から 小倉北区高坊二丁目1637番16地先まで
5 1 0	長野津田 1号線	小倉南区長野一丁目1385番5地先から 小倉南区津田南町195番1地先まで
2725	津田 4 号線	小倉南区津田四丁目410番2地先から 小倉南区津田五丁目825番地先まで
2 7 2 8	津田7号線	小倉南区津田四丁目537番2地先から 小倉南区津田四丁目538番地先まで
2 9 9 5	長野 1 8 号線	小倉南区大字長野741番3地先から 小倉南区大字長野278番1地先まで
3 0 5 3	長野本町 2号線	小倉南区長野本町三丁目2118番1地先から 小倉南区長野本町二丁目2149番1地先まで
4 0 4 2	湯川新町 14号線	小倉南区湯川新町一丁目413番地先から 小倉南区湯川新町一丁目353番1地先まで
4 0 4 4	湯川新町 16号線	小倉南区湯川新町一丁目355番2地先から 小倉南区湯川新町一丁目353番2地先まで
6 0 4 3	曽根 2 2 3 号線	小倉南区曽根北町2633番44地先から 小倉南区大字曽根4361番10地先まで
1519	今光6号線	若松区今光二丁目28番3地先から 若松区今光二丁目19番21地先まで

	_	
3 6 8 0	青葉台西	若松区青葉台西六丁目2番113地先から
	3号線	若松区青葉台西六丁目2番106地先まで
3 8 8 6	青葉台西	若松区青葉台西六丁目2番101地先から
	8 号線	若松区青葉台西六丁目2番115地先まで
3 9 0 0	青葉台西	若松区青葉台西六丁目2番101地先から
3 9 0 0	9 号線	若松区青葉台西六丁目2番101地光がら
7 3 3	楠橋野面	八幡西区楠橋南三丁目111番1地先から
	1 号線	八幡西区大字野面2396番5地先まで
2 6 8 8	楠橋86	八幡西区楠橋南三丁目31番9地先から
	号線	八幡西区大字楠橋13番7地先まで
3 7 7 5	千代ケ崎	八幡西区千代ケ崎三丁目14番1地先から
	3 7 号線	八幡西区千代ケ崎三丁目14番25地先まで
5 1 7 7	ル 占 ハ a	
5 1 7 7	光貞台1	八幡西区光貞台一丁目1番2地先から
	号線	八幡西区光貞台三丁目1番11地先まで
5 1 7 8	光貞台2	八幡西区光貞台一丁目1番1地先から
	号線	八幡西区光貞台一丁目11番14地先まで
5 1 7 9	光貞台3	八幡西区光貞台一丁目11番16地先から
	号線	八幡西区光貞台一丁目8番地先まで
5 1 8 0	光貞台 4	八幡西区光貞台一丁目10番6地先から
0100	九	八幡四区光貞台一丁目12番2地先まで
5 1 8 1	光貞台5	八幡西区光貞台一丁目10番1地先から
	号線	八幡西区光貞台一丁目9番8地先まで
5 1 8 2	光貞台6	八幡西区光貞台一丁目7番9地先から
	号線	八幡西区光貞台一丁目11番1地先まで
5 1 8 4	光貞台8	八幡西区光貞台一丁目8番地先から
	号線	八幡西区光貞台一丁目2番地先まで
5 1 8 5	水中への	
9100	 光貞台 9 号線	八幡西区光貞台一丁目3番35地先から 八幡西区光貞台一丁目6番48地先まで
	夕 形	

5 1 8 6	光貞台 1 0 号線	八幡西区光貞台一丁目3番3地先から 八幡西区光貞台一丁目3番9地先まで
5 1 8 7	光貞台 1 1 号線	八幡西区光貞台一丁目4番地先から 八幡西区光貞台一丁目5番地先まで
5 1 8 8	光貞台 1 2 号線	八幡西区光貞台一丁目5番地先から 八幡西区光貞台一丁目6番28地先まで
5 1 8 9	光貞台 1 3 号線	八幡西区光貞台一丁目2番地先から 八幡西区光貞台一丁目3番9地先まで
5 1 9 0	光貞台 1 4 号線	八幡西区光貞台二丁目21番1地先から 八幡西区光貞台三丁目1番11地先まで
5 1 9 1	光貞台 1 5 号線	八幡西区光貞台二丁目21番1地先から 八幡西区光貞台二丁目25番9地先まで
5 1 9 2	光貞台 1 6 号線	八幡西区光貞台二丁目22番6地先から 八幡西区光貞台二丁目19番8地先まで
5 1 9 3	光貞台 1 7 号線	八幡西区光貞台二丁目21番5地先から 八幡西区光貞台二丁目18番7地先まで
5 1 9 4	光貞台 1 8 号線	八幡西区光貞台二丁目16番1地先から 八幡西区光貞台二丁目12番7地先まで
5 1 9 5	光貞台 1 9 号線	八幡西区光貞台二丁目14番15地先から 八幡西区光貞台二丁目4番18地先まで
5 1 9 6	光貞台 2 0 号線	八幡西区光貞台二丁目14番1地先から 八幡西区光貞台二丁目11番7地先まで
5 1 9 7	光貞台 2 1 号線	八幡西区光貞台二丁目15番1地先から 八幡西区光貞台二丁目8番6地先まで
5 1 9 8	光貞台 2 2 号線	八幡西区光貞台二丁目 9番 1 地先から 八幡西区光貞台二丁目 6番 5 地先まで
5 1 9 9	光貞台23号線	八幡西区光貞台二丁目5番1地先から 八幡西区光貞台二丁目3番12地先まで

	T	
5 2 0 0	光貞台 2 4 号線	八幡西区光貞台二丁目4番17地先から 八幡西区光貞台二丁目1番9地先まで
5 2 0 1	光貞台 2 5 号線	八幡西区光貞台二丁目1番16地先から 八幡西区光貞台二丁目2番20地先まで
5 2 0 2	光貞台 2 6 号線	八幡西区光貞台二丁目20番18地先から 八幡西区光貞台二丁目16番8地先まで
5 2 0 3	光貞台 2 7 号線	八幡西区光貞台二丁目 2 4 番 2 地先から 八幡西区光貞台二丁目 2 3 番 8 地先まで
5 2 0 4	光貞台 2 8 号線	八幡西区光貞台二丁目13番16地先から 八幡西区光貞台二丁目5番8地先まで
5 2 0 5	光貞台 2 9 号線	八幡西区光貞台二丁目25番18地先から 八幡西区光貞台二丁目17番8地先まで
5 2 0 6	光貞台 3 0 号線	八幡西区光貞台二丁目12番8地先から 八幡西区光貞台二丁目3番11地先まで
5 2 0 7	光貞台 3 1 号線	八幡西区光貞台二丁目12番1地先から 八幡西区光貞台二丁目7番6地先まで
5 2 0 8	光貞台 3 2 号線	八幡西区光貞台二丁目22番1地先から 八幡西区光貞台二丁目23番13地先まで
5 2 0 9	光貞台 3 3 号線	八幡西区光貞台三丁目25番2地先から 八幡西区光貞台三丁目19番2地先まで
5 2 1 0	光貞台 3 4 号線	八幡西区光貞台三丁目29番1地先から 八幡西区光貞台三丁目28番5地先まで
5 2 1 1	光貞台3 5号線	八幡西区光貞台三丁目27番7地先から 八幡西区光貞台三丁目24番5地先まで
5 2 1 2	光貞台3 6号線	八幡西区光貞台三丁目28番6地先から 八幡西区光貞台三丁目27番2地先まで
5 2 1 3	光貞台 3 7 号線	八幡西区光貞台三丁目22番10地先から 八幡西区光貞台三丁目17番2地先まで

5 2 1 4	光貞台3 8号線	八幡西区光貞台三丁目21番7地先から 八幡西区光貞台三丁目18番2地先まで
5 2 1 5	光貞台3 9号線	八幡西区光貞台三丁目 2 1 番 1 地先から 八幡西区光貞台三丁目 2 0 番 4 地先まで
5 2 1 6	光貞台 4 0 号線	八幡西区光貞台三丁目 2 3 番 6 地先から 八幡西区光貞台一丁目 1 3 番地先まで
5 2 1 7	光貞台 4 1 号線	八幡西区光貞台三丁目24番1地先から 八幡西区光貞台三丁目19番10地先まで
5 2 1 8	光貞台 4 2 号線	八幡西区光貞台三丁目16番1地先から 八幡西区光貞台三丁目15番6地先まで
5 2 1 9	光貞台 4 3 号線	八幡西区光貞台三丁目12番6地先から 八幡西区光貞台三丁目11番5地先まで
5 2 2 0	光貞台 4 4 号線	八幡西区光貞台三丁目14番7地先から 八幡西区光貞台三丁目1番12地先まで
5 2 2 1	光貞台 4 5 号線	八幡西区光貞台三丁目15番7地先から 八幡西区光貞台三丁目14番2地先まで
5 2 2 2	光貞台 4 6 号線	八幡西区光貞台三丁目17番9地先から 八幡西区光貞台三丁目3番16地先まで
5 2 2 3	光貞台 4 7 号線	八幡西区光貞台三丁目14番1地先から 八幡西区光貞台三丁目6番9地先まで
5 2 2 4	光貞台 4 8 号線	八幡西区光貞台三丁目13番1地先から 八幡西区光貞台三丁目10番8地先まで
5 2 2 5	光貞台 4 9 号線	八幡西区光貞台三丁目7番1地先から 八幡西区光貞台三丁目5番5地先まで
5 2 2 6	光貞台 5 0 号線	八幡西区光貞台三丁目8番6地先から 八幡西区光貞台三丁目2番1地先まで
5 2 2 7	光貞台 5 1 号線	八幡西区光貞台三丁目 9 番 1 地先から 八幡西区光貞台三丁目 4 番 5 地先まで

5 2 2 8	光貞台 5 2 号線	八幡西区光貞台三丁目10番1地先から 八幡西区光貞台三丁目1番22地先まで
5 7 3 1	浅川 1 7 3 号線	八幡西区浅川学園台四丁目1番109地先から 八幡西区浅川学園台四丁目4番109地先まで
5 7 3 2	浅川 1 7 4 号線	八幡西区浅川学園台四丁目8番104地先から 八幡西区浅川学園台四丁目4番101地先まで
5 7 3 3	浅川 1 7 5 号線	八幡西区浅川学園台四丁目3番102地先から 八幡西区浅川学園台四丁目2番111地先まで
5 7 3 4	浅川 1 7 6 号線	八幡西区浅川学園台四丁目4番102地先から 八幡西区浅川学園台四丁目3番109地先まで
5 7 3 5	浅川17 7号線	八幡西区浅川学園台四丁目2番110地先から 八幡西区浅川学園台四丁目8番101地先まで
5 7 3 6	浅川 1 7 8 号線	八幡西区浅川学園台四丁目10番102地先から 八幡西区浅川学園台四丁目11番109地先まで
5 7 3 7	浅川17 9号線	八幡西区浅川学園台四丁目9番102地先から 八幡西区浅川学園台四丁目10番111地先まで
5 7 3 8	浅川18 0号線	八幡西区浅川学園台四丁目1番108地先から 八幡西区浅川学園台四丁目8番105地先まで
5 7 3 9	浅川18 1号線	八幡西区浅川学園台四丁目5番106地先から 八幡西区浅川学園台四丁目7番101地先まで
5 7 4 0	浅川18 2号線	八幡西区浅川学園台四丁目6番104地先から 八幡西区浅川学園台四丁目5番107地先まで
5 7 4 2	浅川光貞 台1号線	八幡西区浅川学園台四丁目9番115地先から 八幡西区光貞台二丁目26番21地先まで

北九州市告示第392号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支 援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告 示する。

令和3年12月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 医科 (精神通院医療)

指定自立支援医療機関	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
の名称		
みんなの小倉クリニッ	北九州市小倉南区下城野三丁目1	令和3年1
ク	番26号オフィスパレア下城野 I	2月1日
	A棟3号室	

2 薬局 (精神通院医療)

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
よしたけ薬局 宇佐町店	北九州市小倉北区宇佐町一丁目7番35号	令和3年1 2月1日
サンキュードラッグ 永犬丸薬局	北九州市八幡西区八枝一丁目7番 8号	令和3年1 2月1日
コスモス薬局 永犬丸店	北九州市八幡西区八枝五丁目4番26号	令和3年1 2月1日

3 訪問看護 (精神通院医療)

指定自立支援医療機関	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
の名称		
セントバーナード北九	北九州市小倉北区馬借一丁目12	令和3年1
州 訪問看護ステーシ	番 1 4 - 2 0 1 号	2月1日
ョン		
ありす訪問看護八幡西	北九州市八幡西区藤田一丁目5番	令和3年1
ステーション	21-104号	2月1日
とばた訪問看護ステー	北九州市戸畑区牧山二丁目8番1	令和3年1
ション	号	2月1日

北九州市告示第393号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第64条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療 機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとお り告示する。

令和3年12月1日

北九州市長 北 橋 健 治

訪問看護 (精神通院医療) 所在地の変更

指定自立支援医療機関	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
の名称			
きゆ訪問看護ステーシ	旧	北九州市八幡西区星ヶ丘七丁	令和3年1
ョン		目8番2号ガーデンヒルズ星	1月1日
		ヶ丘201号	
	新	北九州市八幡西区木屋瀬東三	
		丁目6番2号	

北九州市告示第394号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第36条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者を指定したので法第51条1号及び児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により次のとおり告示する

令和3年12月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者(居宅介護)

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
の名称及び所在	の名称、代表者名及び主	る対象者	
地	たる事務所の所在地		
ホームヘルプ	合同会社アライブ	特定無し	4017801707
ひまわり	代表社員 米原徹訓		
北九州市小倉北	北九州市小倉北区今町二		
区今町二丁目1	丁目1番2号 1階		
番 2 号 1 階			
ヘルパーステー	株式会社KG福祉サービ	特定無し	4016500508
ション令和	ス		
北九州市若松区	代表取締役 小賀翔馬		
大井戸町11番	北九州市若松区栄盛川町		
2 号	10番8号		

(2) 指定障害福祉サービス事業者 (重度訪問介護)

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
の名称及び所在	の名称、代表者名及び主	る対象者	
地	たる事務所の所在地		
ホームヘルプ	合同会社アライブ	特定無し	4017801707
ひまわり	代表社員 米原徹訓		
北九州市小倉北	北九州市小倉北区今町二		
区今町二丁目1	丁目1番2号 1階		
番 2 号 1 階			
ヘルパーステー	株式会社KG福祉サービ	特定無し	4016500508

ション令和	ス	
北九州市若松区	代表取締役 小賀翔馬	
大井戸町11番	北九州市若松区栄盛川町	
2 号	10番8号	

(3) 指定障害福祉サービス事業者(自立訓練(生活訓練))

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
の名称及び所在	の名称、代表者名及び主	る対象者	
地	たる事務所の所在地		
OHANA	株式会社ITSUKI	特定無し	4017702079
北九州市小倉南	代表取締役 脇 功実		
区志井六丁目2	福岡県行橋市須磨園55		
3番3号	番地 3		

(4) 指定障害福祉サービス事業者 (就労継続支援 B型)

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
の名称及び所在	の名称、代表者名及び主	る対象者	
地	たる事務所の所在地		
就労継続支援B	株式会社カインド	身体障害者	4017801699
型 Art S	代表取締役 柿本 優	(肢体不自	
tudio K	北九州市小倉北区片野三	由、聴覚言	
okura	丁目4番18号	語及び内部	
北九州市小倉北		障害)、知	
区片野三丁目4		的障害者及	
番 1 8 号はたけ		び精神障害	
やまビル3・4		者	
階			
ぎゃらりぃゆう	一般社団法人ゆう	特定無し	4017701998
北九州市小倉南	代表理事 髙木美惠子		
区葛原高松二丁	北九州市小倉南区葛原高		
目1番28号	松二丁目1番28号		

(5) 指定障害児通所支援事業者(放課後等デイサービス)

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
の名称及び所在	の名称、代表者名及び主	る対象者	
地	たる事務所の所在地		
チャレンジラボ	株式会社スマイルカンパ	重症心身障	4057800072

清水校	=-	害児以外	
北九州市小倉北	代表取締役 村田美紀		
区清水三丁目1	北九州市小倉北区馬借一		
0番6号ベルガ	丁目1番17-2703		
清水202	号		
放課後等デイサ	合同会社サギシマ	重症心身障	4057700116
ービス ペガサ	代表社員 鷺島利子	害児以外	
ス	北九州市小倉南区湯川新		
北九州市小倉南	町二丁目26番13号		
区下城野二丁目			
6番10号テク			
ノプラザ城野C			
棟 1 号室			
のぞみクラブ	株式会社望	重症心身障	4057700124
北九州市小倉南	代表取締役 河原麻希	害児以外	
区大字高津尾1	北九州市小倉南区大字高		
19番5号	津尾119番5号		
ひまわり	合同会社亀山社中	重症心身障	4057700132
北九州市小倉南	代表社員 中本悛輔	害児以外	
区守恒本町二丁	北九州市小倉南区蒲生四		
目6番28号	丁目3番26号		
おーぷんはーと	株式会社C一Smile	重症心身障	4056500053
高須	代表取締役 江上智重子	害児以外	
北九州市若松区	北九州市八幡西区引野三		
高須西一丁目1	丁目13番10号		
3番1号			
こどもデイサー	一般社団法人フジフィー	重症心身障	4056600135
ビス ファース	ルド	害児以外	
トフレンド	代表理事 藤本史郎		
北九州市八幡東	福岡県築上郡吉富町大字		
区前田一丁目3	広津385番地1		
番16号 パー			
クハウス八幡 1			
0 1 号室			

ぼのぼの	合同会社びおら	重症心身障	4056700117
北九州市八幡西	代表社員 松尾里江子	害児以外	
区藤原二丁目4	北九州市八幡西区藤原二		
番 3 号	丁目4番3号		
七色のひかり	株式会社ジョブ・ブレー	重症心身障	4056700125
北九州市八幡西	ン	害児以外	
区塔野一丁目1	代表取締役 岡本尚明		
番 8 号	北九州市八幡西区星ケ丘		
	二丁目16番9号		

(6) 指定障害児通所支援事業者(児童発達支援)

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
の名称及び所在	の名称、代表者名及び主	る対象者	
地	たる事務所の所在地		
のぞみクラブ	株式会社望	重症心身障	4057700124
北九州市小倉南	代表取締役 河原麻希	害児以外	
区大字高津尾1	北九州市小倉南区大字高		
19番5号	津尾119番5号		
ひまわり	合同会社亀山社中	重症心身障	4057700132
北九州市小倉南	代表社員 中本悛輔	害児以外	
区守恒本町二丁	北九州市小倉南区蒲生四		
目 6 番 2 8 号	丁目3番26号		
おーぷんはーと	株式会社C一Smile	重症心身障	4056500053
高須	代表取締役 江上智重子	害児以外	
北九州市若松区	北九州市八幡西区引野三		
高須西一丁目1	丁目13番10号		
3番1号			
こどもデイサー	一般社団法人フジフィー	重症心身障	4056600135
ビス ファース	ルド	害児以外	
トフレンド	代表理事 藤本史郎		
北九州市八幡東	福岡県築上郡吉富町大字		
区前田一丁目3	広津385番地1		
番16号 パー			
クハウス八幡1			
0 1 号室			

ぼのぼの	合同会社びおら	重症心身障	4056700117
北九州市八幡西	代表社員 松尾里江子	害児以外	
区藤原二丁目4	北九州市八幡西区藤原二		
番 3 号	丁目4番3号		
七色のひかり	株式会社ジョブ・ブレー	重症心身障	4056700125
北九州市八幡西		害児以外	
区塔野一丁目1	代表取締役 岡本尚明		
番 8 号	北九州市八幡西区星ケ丘		
	二丁目16番9号		
もやいのえんが	社会福祉法人もやい聖友	重症心身障	4056715222
わ	会	害児以外	
北九州市八幡西	理事長 権頭喜美惠		
区鉄王二丁目2	北九州市八幡西区鉄王二		
番 4 3 号	丁目2番36号		

2 指定年月日

令和3年7月1日

北九州市告示第395号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号。以下「法」という。)第46条第2項の規定による指定障害 福祉サービス事業の廃止の届出があったので、法第51条2号の規定により次 のとおり告示する。

令和3年12月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者(居宅介護)

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
の名称及び所在	の名称、代表者名及び主	る対象者	
地	たる事務所の所在地		
チームケアステ	有限会社月翔	特定無し	4016600407
ーションきらら	代表取締役 清水剛一朗		
八幡ケアセンタ	北九州市小倉南区若園一		
<u></u>	丁目3番2号		
北九州市八幡東			
区西本町四丁目			
12番18号			
なごみ介護サー	有限会社なごみ	身体障害者	4016700124
ビス	取締役 谷﨑節子	、知的障害	
北九州市八幡西	北九州市八幡西区馬場山	者及び障害	
区馬場山東二丁	東二丁目10番5号	児	
目10番5号			

(2) 指定障害福祉サービス事業者 (重度訪問介護)

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
の名称及び所在	の名称、代表者名及び主	る対象者	
地	たる事務所の所在地		
なごみ介護サー	有限会社なごみ	身体障害者	4016700124
ビス	取締役 谷﨑節子	、知的障害	
北九州市八幡西	北九州市八幡西区馬場山	者及び障害	
区馬場山東二丁	東二丁目10番5号	児	
目10番5号			

(3) 指定障害福祉サービス事業者 (同行援護)

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
の名称及び所在	の名称、代表者名及び主	る対象者	
地	たる事務所の所在地		
チームケアステ	有限会社月翔	特定無し	4016600407
ーションきらら	代表取締役 清水剛一朗		
八幡ケアセンタ	北九州市小倉南区若園一		
<u> </u>	丁目3番2号		
北九州市八幡東			
区西本町四丁目			
12番18号			

(4) 指定障害福祉サービス事業者(生活介護)

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
の名称及び所在	の名称、代表者名及び主	る対象者	
地	たる事務所の所在地		
多機能型事業所	社会福祉法人すみれ会	知的障害者	4016701726
折尾すずらん	理事長 前田 章	及び精神障	
北九州市八幡西	神戸市長田区鹿松町二丁	害者	
区折尾一丁目1	目9番43号		
4番9号			

(5) 指定障害福祉サービス事業者 (就労継続支援B型)

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
の名称及び所在	の名称、代表者名及び主	る対象者	
地	たる事務所の所在地		
n e s t ぎゃら	特定非営利活動法人ne	身体障害者	4017701790
りぃゆう	s t	(肢体不自	
北九州市小倉南	理事長 林 澄江	由)、知的	
区葛原高松二丁	北九州市小倉北区木町三	障害者及び	
目1番28号	丁目6番7号	精神障害者	

2 廃止年月日

令和3年6月30日

北九州市公告第817号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出す ることができる。

令和3年12月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ヒマラヤ八幡西店 北九州市八幡西区八枝二丁目1番103ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者 株式会社ヒマラヤ 岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号 代表取締役 小森裕作
- 3 変更する事項
 - (1)大規模小売店舗内の店舗面積の合計

ア 変更前 3,401平方メートル

イ 変更後 3,795平方メートル

- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - (ア) 変更前 駐車場1 98台

駐車場 2 36台

駐車場3 34台

計 168台

(イ) 変更後 駐車場1 81台

駐車場 2 36台

駐車場3 34台

計 151台

- イ 荷さばき施設の位置及び面積
 - (ア) 変更前 荷さばき施設1 31.5平方メートル 荷さばき施設2 24平方メートル 計 55.5平方メートル

- (イ) 変更後 荷さばき施設1 44平方メートル計 44平方メートル
- ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (ア) 変更前 廃棄物保管施設1 42立方メートル
 - (イ) 変更後 廃棄物保管施設1 22.53立方メートル
- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - (ア) 変更前 荷さばき施設1 午前10時から午後6時まで 荷さばき施設2 午前10時から午後6時まで
 - (イ) 変更後 荷さばき施設1 午前9時から午後7時まで
- 4 変更する年月日令和4年7月25日
- 5 変更する理由 営業政策上の理由による。
- 6 届出年月日令和3年11月24日
- 7 縦覧場所
 - (1) 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課
 - (2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目 1 5 番 3 号 北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年4月1日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く。)の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年4月1日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第818号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月1日

	工事名	相割川護岸工事(3-3)
工	工事場所	北九州市門司区恒見町ほか
	工事内容	工事延長 100メートル ほか
1 工事概要	工期	請負契約締結の日から令和4年3月31日まで
	予定価格	5,030万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
	総合評価落札	
		適用しない。
	方式	
	登録	建設工事有資格業者名簿(注1)に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事 (希望順位が第1順位であること。)
	等級(注2)	A又はB
	許可	土木工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。
		平成28年度以降、北九州市(上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」とい
		う。) が発注した予定価格200万円を超える額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の
	実績	土木工事(軽微な工事(注3)を除く。)について、単体又は共同企業体の構成員として指名
		の実績(一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。)又は契約の実績があること。
		(1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については予定価格
		(注4) 5,000万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の、Bランク業者に
		ついては予定価格2,500万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の本市が令
2 競争入札		和2年度又は令和3年度に発注した土木工事(推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が
参加資格(│ 指定した特殊工事を除く。)を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただ │
		し、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
次のいずれ		ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者で
にも該当す		
る者である		あるとき。
	手持工事等	│ イ 工事の施工の一時中止(注5)に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期 │
_ C o)	上111 下五 4	間中であるとき。
		ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更(注6)を
		協議(注7)するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限
		の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。
		(2) Aランク業者については予定価格5,000万円以上(消費税及び地方消費税相当額
		を含む。)の、Bランク業者については予定価格1,000万円以上(消費税及び地方消費
		税相当額を含む。)の本市が発注した土木工事(推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市
		悦相 類で 古む。 の本中が 発圧した 工本工事(推進工事、 「東生工事、 軌道工事及の本中
		が指定した特殊工事を除く。)で令和3年11月29日から本件開札日までの間に開札する
		ものの落札者(共同企業体の構成員を含む。)でないこと。
		この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係
	技術者	が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。) にある者に限る。) 又は主任技術者(直
	1人川日	
		接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
を示す場所	// // I	この公告の日から本件開札日まで(注8)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後
及び期間	期間	1時から午後4時30分まで
/X O ///III		1吋277次4吋30万まで
4 競争参加		
資格確認申	(1) この	公告の日から令和3年12月6日まで(注8)の毎日午前9時から午後4時30分まで
請書の提出		3年12月7日 午前9時から正午まで
期間	(=) H / H	- 1 - 27 - 11 11 11 2 - 37 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3
対用	(1) △年	3年12月16日及び同月17日 午前9時から午後7時まで
5 入札書の		
受付期間		3年12月20日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
所及び日時		令和3年12月21日 午前9時
	最低制限価格	
7 入札及び		
契約に関す	入札保証金	免除する。
る条件	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のい
る末年	ス小バ不旺並	ずれかに該当する場合は、免除する。
	次の各号のい	ずれかに該当する入札は、無効とする。
		公告に示した競争参加資格のない者のした入札
8 入札の無		
効		参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
3/1		規則第12条各号のいずれかに該当する入札
	(4) 北九	州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
		工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
į į	(1)	

その他

- 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登 (2)録を完了していない者は、この入札に参加することができない。
-) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課(電話 093-582-2256 とする。 (3)
- 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59号)第7条第1項に 注1 規定する有資格業者名簿をいう。
- 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。 注2
- 北九州市工事執行規則(昭和49年北九州市規則第77号)第18条の規定による軽微な工事をいう。
- 注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。
- 北九州市工事請負契約約款第20条(上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工事請負契約約款第 注5 20条、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条)に規定する工事の施工の 一時中止をいう。
- 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項(上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工 事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款 第26条第5項及び第6項)に規定する契約金額の変更をいう。
- 注7 北九州市工事請負契約約款第26条第7項(上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工事請負契約 約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項)に規 定する協議をいう。
- 注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第17 8号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く

北九州市公告第819号 次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22 年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号 。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月1日

	工事名	折尾土地区画整理事業(堀川町)宅地造成工事(3-1)
	工事場所	北九州市八幡西区堀川町
	工事内容	掘削・残土処理工 1, 170立方メートル
1 工事概要		
		請負契約締結の日から令和4年3月31日まで
	予定価格	3,816万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
	総合評価落札	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		適用しない。
	方式	
	登録	建設工事有資格業者名簿(注1)に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事(希望順位が第1順位であること。)
	等級(注2)	В
	許可	土木工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
		本店又は主たる営業所が北九州市若松区内、八幡東区内、八幡西区内又は戸畑区内にあること
	所在地	
		平成28年度以降、北九州市(上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」とい
		う。)が発注した予定価格200万円を超える額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の
	実績	土木工事(軽微な工事(注3)を除く。)について、単体又は共同企業体の構成員として指名
		の実績(一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。)又は契約の実績があること。
		│(1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和2年度又は令和3年度 │
		に発注した予定価格(注4)2,500万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
0 ### 7 +1		
2 競争入札		の土木工事(推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。)を単
参加資格(体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合
次のいずれ		は、この限りでない。
		\(\lambda \cdot
にも該当す		ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者で
る者である		あるとき。
こと。)		イ 工事の施工の一時中止 (注5) に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期
_ C o)	手持工事等	
	111211	間中であるとき。
		│ ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更(注6)を │
		協議(注7)するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限
		の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。
		(2) 本市が発注した予定価格1,000万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。
)の土木工事(推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。)で
		令和3年11月29日から本件開札日までの間に開札するものの落札者(共同企業体の構成
		員を含む。) でないこと。
		この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係
	++-45-+4.	
	技術者	が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。) にある者に限る。) 又は主任技術者(直
		接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項	1月.可足	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
を示す場所	物内	
を示す場所	指用用	この公告の日から本件開札日まで(注8)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後
及び期間	为印	1 時から午後 4 時 3 0 分まで
4 競争参加		1 - 1 - 2 - 4 - 2 - 4 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2
		ハナの日かと入取りに10日と日ナマ(注0)の年日左前の味みと左後4味90八ナマ
資格確認申		公告の日から令和3年12月6日まで(注8)の毎日午前9時から午後4時30分まで
請書の提出	(2) 令和	3年12月7日 午前9時から正午まで
期間		
5 入札書の	(1) 令和	3年12月16日及び同月17日 午前9時から午後7時まで
受付期間		3年12月20日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
所及び日時	日時	会和3年19月91日 午前9時5分
MAC HIT	日代出世年4	1/10 (〒1 4 / 1
7 入札及び	最低制限価格	取り ②。
契約に関す	入札保証金	允 休りる。
		契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のい
	契約保証金	
0/1/11		ずれかに該当する場合は、免除する。
	次の各号のい	ずれかに該当する入札は、無効とする。
0 - tr - t -	(1) > 0	
8 入札の無	(1) この	公告に示した競争参加資格のない者のした入札
	(1) この (2) 競争	公告に示した競争参加資格のない者のした入札 参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
8 入札の無効	(1) この (2) 競争 (3) 契約	公告に示した競争参加資格のない者のした入札 参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 規則第12条各号のいずれかに該当する入札
	(1) この (2) 競争 (3) 契約	公告に示した競争参加資格のない者のした入札 参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 規則第12条各号のいずれかに該当する入札
	(1) この (2) 競争 (3) 契約 (4) 北九	公告に示した競争参加資格のない者のした入札 参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 規則第12条各号のいずれかに該当する入札 州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
	(1) この (2) 競争 (3) 契約 (4) 北九 (1) この	公告に示した競争参加資格のない者のした入札 参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 規則第12条各号のいずれかに該当する入札 州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札 工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
効	(1) この (2) 競争 (3) 契約 (4) 北九 (1) この (2) 入札	公告に示した競争参加資格のない者のした入札 参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 規則第12条各号のいずれかに該当する入札 州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札 工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登
	(1) この (2) 競争 (3) 契約 (4) 北九 (1) この (2) 入札	公告に示した競争参加資格のない者のした入札 参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 規則第12条各号のいずれかに該当する入札 州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札 工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。

- (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課(電話 093-582-2256)とする。
- 注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59号)第7条第1項に 規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 北九州市工事執行規則(昭和49年北九州市規則第77号)第18条の規定による軽微な工事をいう。
- 注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。
- 注5 北九州市工事請負契約約款第20条(上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条)に規定する工事の施工の一時中止をいう。
- 注6 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項(上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工 事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款 第26条第5項及び第6項)に規定する契約金額の変更をいう。
- 注7 北九州市工事請負契約約款第26条第7項(上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工事請負契約 約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項)に規 定する協議をいう。
- 注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第820号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月1日

		北九州市長 北 橋 健 治
	工事名	丸山団地第1工区市営住宅電気工事
	工事場所	北九州市門司区丸山二丁目4番
	工事内容	市営住宅の新築電気工事
1 工事概要		
		請負契約締結の日から令和5年4月17日まで
	予定価格	5,739万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
	総合評価落札	適用しない。
	方式	適用 Uなv'。
	登録	建設工事有資格業者名簿(注1)に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事(希望順位が第1順位であること。)
	等級(注2)	A SECULAR OF THE SECOND
	許可	電気工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
		平成28年度以降、北九州市(上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」とい
		う。)が発注した予定価格200万円を超える額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の
	実績	電気工事(信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事(注3)を除く。)につい
	天順	电双工事(同り版句し)は电双同次以間に所の工事又は軽阪は工事(ほり)を所く。)にフリース ※はついま 日本 ※ はいない はいない はいない はいない はいない はいない はいない はい
		て、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績(一般競争入札で参加資格有りと認めたも
		のを含む。) 又は契約の実績があること。
		(1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格1,20
2 競争入札		0万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の電気工事(信号機又は電気計装設備
		に係る工事を除く。)を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次
参加資格(
次のいずれ		のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
にも該当す		ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者で
る者である		あるとき。
		イ 工事の施工の一時中止(注4)に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期
/	手持工事等	間中であるとき。
		ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更(注5)を
		協議(注6)するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限
		の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。
		(2) 本市が発注した予定価格1,200万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。
)の電気工事(信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。)で令和3年11月29日から
		本件開札日までの間に開札するものの落札者(共同企業体の構成員を含む。)でないこと。
		平竹開化日までの間に開化するものの格化有(共同生素体の構成員を占む。)ではいこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係
		が3箇月以上経過していることをいう。)にある者に限る。)を専任で配置することができる
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項	場別	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
を示す場所	期間	この公告の日から本件開札日まで(注7)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後
及び期間	期 间	1時から午後4時30分まで
	マの子書に明	
		連する「丸山団地第1工区市営住宅建設工事」が市議会の否決による契約不成立となった場合は
止	、この工事の	入札を中止する。
5 競争参加		
資格確認申	(1) この	公告の日から令和3年12月6日まで(注7)の毎日午前9時から午後4時30分まで
請書の提出	(2) 令和	3年12月7日 午前9時から正午まで
期間	, , , , , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
6 入札書の	(1) 令和	3年12月16日及び同月17日 午前9時から午後7時まで
受付期間		3年12月20日 午前9時から午後4時30分まで
7 開札の場		
		北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
所及び日時		令和3年12月21日 午前9時
8 入札及び	最低制限価格	
契約に関す	入札保証金	免除する。
	初始担託へ	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のい
る条件	契約保証金	ずれかに該当する場合は、免除する。
	次の各号のい	ずれかに該当する入札は、無効とする。
0 140 5		
9 入札の無		公告に示した競争参加資格のない者のした入札
効		参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
1	(3) 契約	規則第12条各号のいずれかに該当する入札

- 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札 (4)
- この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (1)
- 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登 (2)録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課(電話 093-582-2256 1 0 その他
 - (3)
- 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59号)第7条第1項に 注 1 規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2
- 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。 北九州市工事執行規則(昭和49年北九州市規則第77号)第18条の規定による軽微な工事をいう。 注3
- 北九州市工事請負契約約款第20条(上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工事請負契約約款第 注 4 20条、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条)に規定する工事の施工の 一時中止をいう。
- 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項(上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工 注 5 事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款 第26条第5項及び第6項) に規定する契約金額の変更をいう。
- 注6 北九州市工事請負契約約款第26条第7項(上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工事請負契約 約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項)に規 定する協議をいう。
- 注7 この公告第3項及び第5項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第17 8号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く

北九州市公告第821号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月1日

		北九州市長 北 橋 健 冶
	工事名	大積トンネル(大積柄杓田1号線)トンネル照明LED化工事
	工事場所	北九州市門司区大字大積ほか
	工事内容	トンネル照明のLED化工事
1 工事概要		請負契約締結の日から令和4年12月28日まで
	予定価格	3,786万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
	総合評価落札	適用しない。
	方式	/!!/ IJ C' 64 0
	登録	建設工事有資格業者名簿(注1)に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事(希望順位が第1順位であること。)
	等級(注2)	A
	許可	電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	刀1工地	
		平成28年度以降、北九州市(上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」とい
		う。) が発注した予定価格200万円を超える額(消費税及び地方消費税相当額を含む。) の
	実績	電気工事(信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事(注3)を除く。)につい
		て、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績(一般競争入札で参加資格有りと認めたも
		のを含む。)又は契約の実績があること。
		(1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格1,20
2 競争入札		0万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の電気工事(信号機又は電気計装設備
参加資格(│ に係る工事を除く。)を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次 │
次のいずれ		のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
にも該当す		ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者で
る者である		あるとき。
		めること。 イ 工事の施工の一時中止(注4)に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期
こと。)	手持工事等	
	,,,_,,	間中であるとき。
		ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更(注5)を
		協議(注6)するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限
		の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。
		(2) 本市が発注した予定価格1,200万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。
)の電気工事(信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。)で令和3年11月29日から
		本件開札日までの間に開札するものの落札者(共同企業体の構成員を含む。)でないこと。
		この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係
		が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。)にある者に限る。)又は主任技術者(直
		接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を専任で配置することができること。
	7.014	
0 ±11.44 Ø ±=	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項	場別	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
を示す場所	期 問	この公告の日から本件開札日まで(注7)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後
及び期間	2à11h1	1時から午後4時30分まで
4 競争参加		
資格確認申	(1) この	公告の日から令和3年12月6日まで(注7)の毎日午前9時から午後4時30分まで
請書の提出		3年12月7日 午前9時から正午まで
期間	(=)	
5 入札書の	(1) 令和	3年12月16日及び同月17日 午前9時から午後7時まで
受付期間		3年12月10日次の同月17日 十間3円20日 7円3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		3年12月20日 〒朋夕時/29下後4時30月まし
		北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
所及び日時		令和3年12月21日 午前9時8分
7 入札及び	最低制限価格	
製約に関す	入札保証金	免除する。
	±π ◊᠘ /□ ≕ ヘ	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のい
る条件	契約保証金	ずれかに該当する場合は、免除する。
<u> </u>	歩の夕旦のい	
		ずれかに該当する入札は、無効とする。
8 入札の無		公告に示した競争参加資格のない者のした入札
効		参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
		規則第12条各号のいずれかに該当する入札
	(4) 北九	州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
	(1) この	工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
•	= .	1 1 2 2 3 4 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6

その他

- 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登 (2)
- 録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課(電話 093-582-2256 (3)
- 注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59号)第7条第1項に 規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 北九州市工事執行規則(昭和49年北九州市規則第77号)第18条の規定による軽微な工事をいう。 注3
- 4 北九州市工事請負契約約款第20条(上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条)に規定する工事の施工の 注4 一時中止をいう。
- 注5 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項(上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工 事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款 第26条第5項及び第6項) に規定する契約金額の変更をいう。
- 注6 北九州市工事請負契約約款第26条第7項(上下水道局が発注した工事にあっては北九州市上下水道局工事請負契約 約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあっては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項)に規 定する協議をいう。
- 注7 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第17 8号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く

北九州市公告第822号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22 年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号 。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月1日

規定する有資格業者名簿をいう。

	工事名	丸山団地第1工区市営住宅機械工事		
	工事場所	北九州市門司区丸山二丁目4番		
	工事内容	市営住宅の新築機械工事		
1 工事概要	工期	請負契約締結の日から令和5年4月17日まで		
	予定価格	6,758万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)		
	総合評価落札	適用しない。		
	方式	週月 しない。 		
	登録	建設工事有資格業者名簿(注1)に記載され、有資格業者としての資格を有していること。		
	登録工種	管工事(希望順位が第1順位であること。)		
	等級(注2)	A		
	許可	管工事業について特定建設業の許可を受けていること。		
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。		
2 競争入札	// III : U	平成28年度以降、北九州市(上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」とい		
参加資格(う。) が発注した予定価格200万円を超える額(消費税及び地方消費税相当額を含む。) の		
次のいずれ	実績	管工事(都市ガス若しくはLPガスに係る工事又は軽微な工事(注3)を除く。)について、		
にも該当す		単体又は共同企業体の構成員として指名の実績(一般競争入札で参加資格有りと認めたものを		
る者である		含む。)又は契約の実績があること。		
こと。)	工井工事炊	本市が発注した予定価格1,200万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の管工		
	手持工事等	事(都市ガス又はLPガスに係る工事を除く。)で令和3年11月29日から本件開札日までの間に開札するものの落札者(共同企業体の構成員を含む。)でないこと。		
		この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係		
	技術者	が3箇月以上経過していることをいう。)にある者に限る。)を専任で配置することができる		
	2011 1	こと。		
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。		
3 契約条項	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課		
を示す場所		この公告の日から本件開札日まで(注4)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後		
及び期間	期間	この公吉の日から本件開札日まで(任4)の毎日十前9時から十前11時30分まで及び十後 1時から午後4時30分まで		
4 入札の中	テの工事に開	1 *****		
4 八和切中 上		建する「九山団地界1工区川呂住七建設工事」が印蔵云の台次による実制不成立となった場合は 入札を中止する。		
5 競争参加	, C */ T # */	/ \\ \(\(\frac{1}{11} \) \(\frac{1}{2} \)		
資格確認申	(1) この	公告の日から令和3年12月6日まで(注4)の毎日午前9時から午後4時30分まで		
請書の提出		3年12月7日 午前9時から正午まで		
期間				
6 入札書の		3年12月16日及び同月17日 午前9時から午後7時まで		
受付期間		3年12月20日 午前9時から午後4時30分まで		
7 開札の場		北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課		
所及び日時	日時	令和3年12月21日 午前9時16分		
8 入札及び	最低制限価格	設ける。		
契約に関す	入札保証金			
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のい		
		ずれかに該当する場合は、免除する。		
9 入札の無効		ずれかに該当する入札は、無効とする。		
		公告に示した競争参加資格のない者のした入札		
		参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札		
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	規則第12条各号のいずれかに該当する入札		
		州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札		
		工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。		
		説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登		
10 その他	24 C) L 1 C	ていない者は、この入札に参加することができない。		
		公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課(電話 093-582-2256		
22. 4 11 1 11) とする。			
	市建設工事競争 次数業業及等。	争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59号)第7条第1項に ないこ		
コーナインデ	レ × PY ユエーナー A/ 3 (金) 7	N N N N		

- 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 北九州市工事執行規則(昭和49年北九州市規則第77号)第18条の規定による軽微な工事をいう。
- 注4 この公告第3項及び第5項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第823号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月1日

		北九州市長 北 橋 健 冶
1 工事概要	工事名	北九州市環境ミュージアム空調熱源設備改修工事
	工事場所	北九州市八幡東区東田二丁目2番6号
	工事内容	環境ミュージアムの空調熱源設備改修工事
		請負契約締結の日から令和4年3月31日まで
1 工事 M 安	 予定価格	
		1,943万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
	総合評価落札	適用しない。
	方式	
	登録	建設工事有資格業者名簿(注1)に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	管工事 (希望順位が第1順位であること。)
	等級(注2)	AZIB
	許可	管工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
		平成28年度以降、北九州市(上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」とい
2 競争入札		う。)が発注した予定価格200万円を超える額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の
参加資格(実績	管工事(都市ガス若しくはLPガスに係る工事又は軽微な工事(注3)を除く。)について、
次のいずれ		単体又は共同企業体の構成員として指名の実績(一般競争入札で参加資格有りと認めたものを
にも該当す		含む。)又は契約の実績があること。
る者である		Aランク業者については予定価格1,200万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。
こと。)) の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額(消費税及び地方消費税相当額
	手持工事等	を含む。)の本市が発注した管工事(都市ガス若しくはLPガスに係る工事又は軽微な工事(
		注3)を除く。)で令和3年11月29日から本件開札日までの間に開札するものの落札者(
		共同企業体の構成員を含む。)でないこと。
		この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係
	技術者	が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。)にある者に限る。)又は主任技術者(直
		接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を配置することができること。
- 4	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項		北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
を示す場所	期間	この公告の日から本件開札日まで(注4)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後
及び期間	2.24 II. G	1時から午後4時30分まで
4 競争参加	(1)	
資格確認申 請書の提出		公告の日から令和3年12月6日まで(注4)の毎日午前9時から午後4時30分まで 3年12月7日 午前9時から正午まで
請番の提出 期間	(4) 軍相	3 平 1 2 月 1 日 一
- 朔 _同 5 入札書の	(1) 令和	3年12月16日及び同月17日 午前9時から午後7時まで
受付期間		3年12月10日及び向月17日 干削り時から午後1時まで 3年12月20日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場		北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
所及び日時	日時	会和3年19日91日 午前Q時9/4公
	具件制阻压按	P/HO
7 入札及び 契約に関す	最低制限価格	取りる。 免除する。
契約に関す) (1 L L L L L L L L L L L L L L L L L L	Ju M 7 √ 0
る条件	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のい ずれかに該当する場合は、免除する。
	炉の久旦のい	「9 れかに該当する場合は、兄妹する。 ずれかに該当する入札は、無効とする。
		9れかに該当りる人化は、無効とりる。 公告に示した競争参加資格のない者のした入札
8 入札の無		
効		参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
	, , , , , , , , ,	規則第12条各号のいずれかに該当する入札
		州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
		工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
		説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登
		ていない者は、この入札に参加することができない。
9 その他		工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となるこ
		工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した
		人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照すること。
		公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課(電話 093-582-2256
20. 4 11. 11.)とする。	
注1 北九州	市建設工事競勻	予入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59号)第7条第1項に

規定する有資格業者名簿をいう。

- 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 北九州市工事執行規則(昭和49年北九州市規則第77号)第18条の規定による軽微な工事をいう。
- 注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第17 8号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局告示第30号

北九州市下水道条例(昭和39年北九州市条例第39号)第8条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

令和3年12月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店名	所在地	指定の有効期間
	代表者		
8 1 2 9	株式会社クリア	福岡市博多区東那	令和3年12月1日
	ライト	珂一丁目2番11	から令和8年5月3
	白石憲太郎	号	1日まで

北九州市上下水道局告示第31号

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定による給水 装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次 のとおり告示する。

令和3年12月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店の	代表者	所在地	指定年月日
	名 称			
F - 2 1 7	藤木商事株式会	藤木博文	福岡市博多区博	令和3年1
	社		多駅南一丁目8	2月1日
			番 1 2 号	

北九州市上下水道局公告第131号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22 年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程(昭和39年北九州市水 道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。)において準用する北九州市契約規則(昭和3 9年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり 公告する。

令和3年12月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

	工事名	小森江一丁目他配水管布設替工事
	工事場所	北九州市門司区小森江一丁目地内ほか
	工事内容	
1 工事概要	工期	請負契約締結の日から235日間
	予定価格	6,490万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
	総合評価落札	適用しない。
	方式	MIT UはV 。
	登録	建設工事有資格業者名簿(注1)に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	水道施設工事(希望順位を問わない。)
	等級(注2)	A A A A A A A A A A A A A A A A A A A
	許可	水道施設工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
		平成28年度以降、北九州市(上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」とい
2 競争入札		う。)が発注した予定価格200万円を超える額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の
│ 参加資格(実績	水道施設工事又は土木工事(軽微な工事(注3)を除く。)について、単体又は共同企業体の
次のいずれ		構成員として指名の実績(一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。) 又は契約の実
にも該当す		績があること。
る者である		本市が発注した予定価格2,500万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の水道
[施設工事(管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。)で令和3年11月2
	手持工事等	9日から本件開札日までの間に開札するものの落札者(共同企業体の構成員を含む。)でない
		9日から本件開化日までの間に開化するものの洛化有(共同企業体の構成員を占む。)でない
		この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係
	技術者	が3箇月以上経過していることをいう。)にある者に限る。)を専任で配置することができる
		こと。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
を示す場所	### BB	この公告の日から本件開札日まで(注4)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後
及び期間	期間	1 時から午後4時30分まで
4 競争参加		
資格確認申	(1) この4	公告の日から令和3年12月6日まで(注4)の毎日午前9時から午後4時30分まで
請書の提出		3年12月7日 午前9時から正午まで
	(2) TITHE	7年12月7日 下前を時から正下よく
期間	(1) AIn 6	
5 入札書の		3年12月16日及び同月17日 午前9時から午後7時まで
受付期間		3年12月20日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
所及び日時	日時	令和3年12月21日 午前9時10分
7 入札及び	最低制限価格	設ける。
製約に関す	入札保証金	免除する。
		契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第
る条件	契約保証金	7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	次の各号のいる	「れかに該当する入札は、無効とする。
8 入札の無効		公告に示した競争参加資格のない者のした入札
		おかいて満男される場合の記載をした者の入札 おいたがいたがまれる。
		見程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
		市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
		L事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
	(2) 入札記	税明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登 ┃
9 その他		ていない者は、この入札に参加することができない。
0 600		公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課(電話 093-582-2256
) とする。	TELLEN / SINIE CARROL RESOURCE PROPERTY (FEBRUARY FEBRUARY FEBRUAR
	1 / 5 7 20	见了事整免1.4. 乡加老の次妆及び家本签区明心7.4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.

- 注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成6年北九州市水道局管理規程第8号)第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59 号)第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 北九州市工事執行規則(昭和49年北九州市規則第77号)第18条の規定による軽微な工事をいう。
- |注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178

号) に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局公告第132号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22 年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程(昭和39年北九州市水 道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。)において準用する北九州市契約規則(昭和3 9年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり 公告する。

令和3年12月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

	工事名	別所町他配水管布設替工事
	工事場所	北九州市八幡西区別所町地内ほか
	工事内容	鋳鉄管据付工 内径100ミリメートル 431.2メートル ほか
1 工事概要	工期	請負契約締結の日から225日間
工事例女	予定価格	3,943万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
		3, 943月1 (相撲恍及い地方相撲恍惟日銀を除く。)
	総合評価落札	適用しない。
	方式	
	登録	建設工事有資格業者名簿(注1)に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	水道施設工事(希望順位を問わない。)
	等級(注2)	A
	許可	水道施設工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
		平成28年度以降、北九州市(上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」とい
2 競争入札		う。)が発注した予定価格200万円を超える額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の
参加資格(実績	水道施設工事又は土木工事(軽微な工事(注3)を除く。)について、単体又は共同企業体の
次のいずれ	30/130	構成員として指名の実績(一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。)又は契約の実
にも該当す		績があること。
る者である		本市が発注した予定価格2,500万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の水道
こと。)		施設工事(管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。)で令和3年11月2
	手持工事等	地設工事(官文生工事、軌道工事及び本川が指定した特殊工事を除く。)で市和3年11月21 9日から本件開札日までの間に開札するものの落札者(共同企業体の構成員を含む。)でない
		9日から本件開札日までの間に開札するものの洛札有(共同企業件の構成貝を含む。)でない こと。
	L-1-41	この工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係)
	技術者	が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。)にある者に限る。)又は主任技術者(直
		接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
を示す場所	期間	この公告の日から本件開札日まで(注4)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後
及び期間	\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	1時から午後4時30分まで
4 競争参加		
資格確認申		☆告の日から令和3年12月6日まで(注4)の毎日午前9時から午後4時30分まで
請書の提出	(2) 令和3	3年12月7日 午前9時から正午まで
期間		
5 入札書の	(1) 令和3	3年12月16日及び同月17日 午前9時から午後7時まで
受付期間		3年12月20日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
所及び日時	日時	令和3年12月21日 午前9時15分
	最低制限価格	設ける。
7 入札及び	入札保証金	免除する。
契約に関す		契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第
る条件	契約保証金	7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	次の久星のいる	「17 役別 1 万久 は 別 2 万 9 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7

8 入札の無	1 ' '	は日に小した競争 の加賀格のない名のした人札 参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
効		
		見程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
		に事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
		説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登
9 その他		ていない者は、この入札に参加することができない。
		公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課(電話 093−582−2256
)とする。	
D> 4	- 1 ナルギロユョ	『工事競免】』 名加老の次枚及び家木焼に関わり担知 (正式c 年北九川士北洋民族理用租券 o 只

- 注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成6年北九州市水道局管理規程第8号)第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59 号)第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 北九州市工事執行規則(昭和49年北九州市規則第77号)第18条の規定による軽微な工事をいう。
- |注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178

号) に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。